

れいわ
令和7年度版

ねんどばん

れいわ ねん
令和7年
がつ にち りよう
4月1日からの利用



なわてふれあい教室

にゅう しつ あん ない

入室案内



し じょうなわて し きょういくいんかい しやかいきょういくぶ す ぽ ー つ せいしやうねんか
四條 畷 市教育委員会 社会教育部 スポーツ・青少年課

〒575-8501 し じょうなわて し なか の ほんまち ばん ごう
四條 畷 市中野本町1番1号

でん わ
電 話:072-877-2121

0743-71-0330

ふ あ っ く す
ファックス:072-877-8300

対象児童

四條畷市に居住する、小学校１学年から６学年までの児童

開室時間・開設場所

- ★ 平日：放課後から午後６時３０分まで
- ★ 土曜日、春・夏・冬休み、学校行事等の振替休業日：午前８時から午後６時３０分まで
(原則午前９時３０分までに登室してください)
- ★ 午後６時３０分から午後７時まで時間外利用可能（詳しくは６ページに記載）
- ※ 休室日：日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

名 称	募集人数	所 在 地	電 話
くすのきふれあい教室	８０人	市立くすのき小学校内	072-877-1804
岡部ふれあい教室	１２０人	市立岡部小学校内	072-879-6020
四條畷ふれあい教室	１２０人	市立四條畷小学校内	072-878-7150
南ふれあい教室	８０人	市立四條畷南小学校内	072-878-0120
忍ヶ丘ふれあい教室	１２０人	市立四條畷中学校内小中連携棟	072-877-2054
田原ふれあい教室	１２０人	市立田原小学校内	0743-78-8079

※申込人数によっては、募集人数を変更することがあります。

利用料等

利用料は児童１人につき月額７，０００円です。なお、同一世帯で２人以上が同時に利用する場合、一番下の学年の児童は全額、その他の児童は半額とします。

あわせて、利用料以外におやつ代、教材費として、月額１，３００円が必要です。

なお、利用がなかった場合でも、利用許可書発行後は利用料をお支払いいただく必要があります。利用開始日までに利用をやめる場合は辞退届を、利用開始日以降に利用をやめる場合は退室届を、各ふれあい教室、スポーツ・青少年課または田原支所に提出してください。

退室届を提出する場合は、退室日がその月の１５日までの場合は半月分、１６日から末日までの場合はその月１か月分の利用料とおやつ代・教材費をお支払いいただく必要があります。

欠席した場合の日割りはありませんので、ご了承ください。

※利用料等を滞納された場合は、退室していただくことがあります。

また、次年度の利用をお断りすることがあります。

利用料は課税状況等により減免される制度があります（詳しくは６ページに記載）。

リようもうしこ 利用申込み

リようもうしこ まいねんどひつよう
※利用申込みは毎年度必要です。

げんざい きょうしつ にゅうしつ じどう わす てつづ おこな
現在ふれあい教室に入室している児童も忘れずに手続きを行ってください。

《提出書類》

【1】利用申込書 申込児童1人につき1部

【2】入室要件を確認する書類（入室の順位を決める書類となります。）

つぎ ①～⑤にあてはまる場合は、必要書類を【1】と一緒に提出してください。

ばんごう 番号	にゅうしつようけん 入室要件	ひつようしよるい 必要書類	ぶすう 部数
①	ほごしゃ しゅうろう 保護者が就労している	しゅうろうしよるいめいしよ じえいぎょう ひと しゅうろうしよるいめいしよ ぐわ 就労証明書（自営業の人は就労証明書に加えて、直近の確定申告書の写しまたは開業届の写しを添付してください。） ともばたら 家庭は、両親ともに提出してください。	かてい 1 家庭につき ぶ ていしゅつ 1 部提出
②	ほごしゃ ざいがくちゅう 保護者が在学中である	ざいがくしよるいめいしよ 在学証明書	
③	ほごしゃ しつぱい ふしやう 保護者が疾病・負傷している	いし しんだんしよ 医師の診断書など	
④	ほごしゃ しやう 保護者に障がいがある	しやうがいしや て ちやう うつ 障害者手帳の写し	
⑤	じどう しやう 児童に障がいがある	じどう しやうがいしや て ちやう りやういくて ちやうとう うつ 児童の障害者手帳、療育手帳等の写し *指導の参考にするため、児童状況申立書に児童の様子を具体的に記入してください。	にん じどう 1 人の児童につき ぶ ていしゅつ 1 部提出

【3】その他必要書類

つぎ ばんごう ①～⑤にあてはまる場合は、必要書類を【1】と同時に提出してください。

ばんごう 番号	にゅうしつようけん 入室要件	ひつようしよるい 必要書類	ぶすう 部数
①	ひとり おやかてい ひとり親家庭である	ひとり おやかてい りやうしやう うつ ひとり親家庭医療証の写し または（父親・母親）不在の申立書	かてい 1 家庭につき ぶ ていしゅつ 1 部提出
②	じどう せいかつ はいりょ ひつよう 児童の生活に配慮が必要 また しえ んがつきゅう にゅうしつ よてい 又は支援学級に入室(予定)	じどう じやうきやうもうしたてしよ 児童状況申立書	にん じどう 1 人の児童につき ぶ ていしゅつ 1 部提出

リようけつてい 利用決定

もうしこ しよるい かくにん せんこう うえ がつじやうじゅん げ じゅん きやうしつりよう きよかしよ ゆうそう
申込み書類を確認し選考の上、2月上旬から下旬に「ふれあい教室利用許可書」を郵送します。

せんこう ペー じ ひやう さい きじゅん けつてい
選考は3ページの表に定める基準によって決定します。

リよう ばあい がつまつ にゅうしつほりゆうつうち ゆうそう じどう けつていん て たいき
利用できない場合、2月末までに「入室保留通知」を郵送します。その児童は、欠員が出るまで「待機」となります。

なお、利用料等の滞納がある場合は入室不許可となるため、ふれあい教室をご利用いただけません。

ていしゅつしよるい せんこう せんこう こんきよしりやう ていしゅつ も せんこうじゅんい さ
提出書類【2】①～⑤の書類は、選考の根拠資料となるため、提出漏れがあると選考順位が下がります。必ず、あてはまる全ての書類を揃えてお申込みください。

にゅう しつ せん こう き じゅん ひょう
＜入室選考基準表＞

だいくぶん 大区分	たいしやう 対象となる児童	しょうくぶん 小 区 分		
A	ほごしや 保護者が①就労・在学 ②疾病・負傷 ③障がい	がくねん じどう 1 学年の児童		A 1
		がくねん じどう 2 学年の児童		A 2
		しょう 障がいの ある児童	がくねん じどう 3 学年の児童	A 3
			がくねん じどう 4 学年の児童	A 4
			がくねん じどう 5 学年の児童	A 5
			がくねん じどう 6 学年の児童	A 6
		がくねん じどう 3 学年の児童		A 7
B	みしゅうろうかてい 未就労家庭の障がい児童	がくねん じどう 1 学年の児童		B 1
		がくねん じどう 2 学年の児童		B 2
		がくねん じどう 3 学年の児童		B 3
		がくねん じどう 4 学年の児童		B 4
		がくねん じどう 5 学年の児童		B 5
		がくねん じどう 6 学年の児童		B 6
C	ほごしや 保護者が①就労・在学 ②疾病・負傷 ③障がい	がくねん じどう 4 学年の児童		C 1
		がくねん じどう 5 学年の児童		C 2
		がくねん じどう 6 学年の児童		C 3
D	みしゅうろうかてい 未就労家庭の児童	がくねん じどう 1 学年の児童		D 1
		がくねん じどう 2 学年の児童		D 2
		がくねん じどう 3 学年の児童		D 3
		がくねん じどう 4 学年の児童		D 4
		がくねん じどう 5 学年の児童		D 5
		がくねん じどう 6 学年の児童		D 6

※ 児童の利用選考基準は、小区分 A 1 ～の順とする。

※ 同順位の場合は、ひとり親家庭の児童を優先する。

ひとり親家庭同士、または共働き家庭同士で同順位の場合は、事務局で厳正なる抽選を行う。

※ 利用料等を納期限までに払えない正当な理由があり、利用料等を分割などで納付しているものについては、基準の一番下位となる。その際は、学年の低い児童の利用を優先する。

※ 障がい児童とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持しており、市長が認める者とする。

■ 利用にあたっての注意事項（兼 同意事項）

お申込み前に、以下について必ずご確認ください、同意の上でお申込みください。

- 申請内容（児童台帳、児童状況申立書）は利用するふれあい教室と共有します。
- 市、教育委員会及びふれあい教室が、小学校その他の関係施設と、児童の様子に関する情報を共有することがあります。
- 申請内容に変更が生じた場合、速やかにお申し出ください。内容が事実と異なる場合、利用許可を取り消すことがあります。
- 利用料、時間外利用料、おやつ代及び教材費は必ず納期限までに納めてください。利用料等を滞納した場合、滞納処分を行います。また、滞納状態が3か月以上にわたり、納付に応じない場合は利用許可を取り消す場合があります。
- ふれあい教室は、お迎え及び土曜日・長期休業期間など朝から開室している時のお送りを必須としています。お迎え及びお送りは、必ず保護者または保護者に代わる大人の人にお願いしています。例外として、高学年の下校と同時にあれば、高学年のきょうだいと一緒に帰ることができます。
- ふれあい教室の利用は、通常で午後6時30分、延長利用を申し込んだ場合は午後7時までです。延長利用を申し込まずに午後6時30分を超えることが多かった場合、その場で延長利用を申し込んでいただくことがあります。延長利用を申し込んでいても午後7時を過ぎることが多く改善されない場合、利用許可を取り消すことがあります。
- ふれあい教室への車での送迎はできません。
- ふれあい教室は欠席、遅刻、早退するときは、事前にご連絡ください。また、学校休業日（土曜日・長期休業日など）は、当日の午前9時30分までに必ず連絡してください。
- 市教育委員会及びふれあい教室が、小学校や関係施設と子どもの様子に関する情報を共有することがあります。

日常生活における注意

★昼食

学校の休業日（土曜日、春・夏・冬休み、学校行事などの振替休業日）には、お弁当を持たせてください。現金や即席食品は持たせないでください。

★児童の健康管理

体調のすぐれない児童は、健康状態が回復するまでお休みしてください。インフルエンザ等で、学校の措置により学級（学年）閉鎖された場合、対象の児童はその期間ふれあい教室に登室できません。

ふれあい教室において生じた怪我、病気については応急処置のみとなります。怪我の大きさ等により病院に行く場合は、保護者に連絡し、判断をお伺いすることがあります。その場合、病院へお迎えをお願いします。

なお、治療費等の実費は保護者負担となります（保険が適用できる場合があります）。

ふれあい教室と保護者との連絡

児童の日常生活での留意点は、「おたよりカード」などにより、必ず指導員に報告してください。ふれあい教室からの連絡事項は、必ず確認をしてください。

令和7年度からなわてふれあい教室の運営をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に委託します。下記のとおり、市と受託者として説明会を行います。

令和6年12月18日(水)午後7時30分～ 公民館（市民総合センター）1階展示ホール

令和6年12月20日(金)午後7時30分～ 田原小学校体育館

※説明会終了後は、準備が整い次第ホームページに説明会の記録を掲載します。



民間委託関係
ホームページ

※ふれあい教室運営業務委託により、出欠連絡等のコミュニケーションツールアプリを導入するなど、順次、取組みを進める予定です。

【参考】入室決定後の手続き

利用料の納入方法

本市公金取扱金融機関の口座振替を利用してください。初めてふれあい教室を利用する人やふれあい教室で口座振替手続きをしていない人は、利用許可書と一緒に郵送する口座振替用紙に必要事項を記入のうえ、下記公金取扱金融機関の窓口で手続きを行ってください。口座振替の手続きをしていない場合は納付書を送付しますので、納付期日までに納付書に記載されている本市の公金取扱金融機関でお支払いください。

りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、池田泉州銀行、関西みらい銀行
紀陽銀行、南都銀行、京都銀行、枚方信用金庫、大阪厚生信用金庫
大阪信用金庫、近畿労働金庫、成協信用組合、のぞみ信用組合
大阪東部農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

※三井住友銀行本支店の窓口での納付書払いは、手数料が別途かかります。口座振替は引き続き利用できます。

時間外利用

●時間外利用時間

ふれあい教室開室日の午後6時30分から午後7時まで

※通常のふれあい教室開室時間は、午後6時30分までです。

●時間外利用料

児童1人につき月額700円

※同一世帯で2人以上が同時に利用する場合、一番下の学年の児童は全額、その他の児童は半額とします。申込みをした時点で利用料が発生しますので、ご注意ください。

利用料の減免

手続きは保護者による申請制となっています。減免は申請月からの適用となり、遡ることはできません。（ただし、離婚等の事由の場合は、発生日の翌月からの適用となります。）

減免要件	利用料	時間外利用料
生活保護法による被保護世帯	免除	免除
当該年度分の市民税非課税世帯		

※利用料の減免申請は、入室が確定した方に改めてご案内いたします。

現時点での申請書提出の必要はありません。